

文書分類番号 01-03-05

大分類	契 約	中分類	契 約 書	小分類	その他契約関係書			
契約番号	7	契約第	5696	号	収 受	年 月 日		
保存年限	1・3・⑤・10・長期()				起 案	令和 7 年 5 月 8 日		
浄書	照合	公印取扱	発送	経過	決 定	7 年 5 月 8 日		
					施 行	年 月 日		
先方の文書	第 号			取扱・施行上の注意				
事	世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託							
案	上記のことについて、裏面のとおり契約する。							
決定権者	甲 区長 乙 副区長 丙 部長 丁 課長	審 議	副 区 長	部 長	課 長	係 長	法規担当主査	行政情報管理補助者
協 議	部長 総務課			総 務 部				
	部長 課長			契 約 管 財 課				
決定後供覧	部長 課長			契 約 係				
	副区長 課長			氏名				
部長 課長			内線					
			備考 備考					
			契約依頼担当課					
			教育推進部 教育指導課					

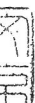
情報公開第一次判定			個人情報保護に関する第一次判定・根拠等			
第三者請求	法人等自己請求	自然人開示請求	収 集 等			
全一時全 公非非非	全一時全 公非非非	全一時全 公非非非	収集禁止事項 条例第7条第 号			
			本人直接収集 条例第8条第1項			
			本人以外収集 条例第8条第2項第 号			
条例第7条 第3号	条例第8条 第 号	条例第16条第 3項第 号	目的外利用 条例第14条第1項(同意)			
			〃 条例第14条第2項第 号			
特記事項	非公開の理由・箇所 法人の印影		公開状況等			



委託契約書

このことについては、地方自治法施行令第167条の2第1項第²号の規定により随意契約によることが適当と思われるので、次のとおり契約を締結する。

1 件名	標記のとおり
2 履行場所	文京区役所指定場所
3 予定金額	¥ 7,444,800-
4 契約金額	¥ 7,444,800-
5 納期又は工期	令和 8 年 3 月 31 日
6 契約保証金	文京区契約事務規則第47条第2項第5号の規定により 免除
7 契約者住所・氏名	東京都港区港南2-16-1品川イーストワンタワー4F SILVER FERN HOLDINGS 株式会社 代表取締役
8 支出科目	一般会計 10 - 2 - 2 - 12
9 添付書類	契約書その他関係書類



1 件名	世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託
2 履行場所	仕様書のとおり
3 契約金額	¥7,444,800円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 676,800円)
4 委託期間	令和 7年 6月 1日 から 令和 8年 3月 31日/まで
5 契約保証金	免除
6 契約確定年月日	令和 7年 5月 8日

文京区を甲とし、受託者を乙とし、甲乙は、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

甲 文京区
代表者 文京区長

成 澤 廣 修



乙 住 所 千108-0075
東京都港区港南2-16-1品川イーストワンタワー4F
氏 名 SILVER FERN HOLDINGS株式会社
代表取締役

登録番号 10369 - 0



(総則)

- 第1条 乙は、別紙の仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に基づき、本委託業務（以下「委託業務」という。）を完了するものとする。
- 2 乙は、委託業務について仕様書等に明示されていない事項であつて、受託業務の性質上当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。

(期日)

- 第2条 乙は、委託業務を表記の期間内に、仕様書等により甲の指定した期日（以下「指定期日」という。）までに完了しなければならない。
- 2 乙は、指定期日までに委託業務を完了することができないおそれが生じたときは、その理由を明記して甲に届け出なければならない。
- 3 前項の場合において、その理由が乙の責めに帰すべきものでないときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(一括再委託の禁止)

- 第3条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を、一括して第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、委託業務の一部（主要な部分を除く。）を第三者に委託しようとするときは、委託する業務の範囲、委託先その他必要な事項について、あらかじめ書面により甲に申し出て、甲の承諾を得なければならない。

(業務責任者)

- 第4条 乙は、委託業務の履行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。
- 2 業務責任者は、委託業務の円滑な管理及び運営に努め、現場を統括する。

(検査)

- 第5条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに甲に届け出なければならない。
- 2 甲は、前項の規定による届出があつた日から起算して10日以内に検査を開始しなければならない。
- 3 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 4 前項の場合において、乙は、検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し出ることができない。
- 5 第2項の検査に直接必要な費用は、全て乙の負担とする。
- 6 乙は、第2項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る委託業務の履行を完了したものとする。

(手直し)

- 第6条 甲の検査に合格しなかったときは、甲は、1回に限り期日を指定して手直しを認めることができる。この場合において、乙はこの手直しが終了したときは、直ちに甲に届け出て、その検査を受けなければならない。
- 2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の検査について準用する。

(遅延違約金)

- 第7条 甲は、指定期日までに委託業務を完了することができない場合において、指定期日後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがあると認めるときは、指定期日を延長することができる。
- 2 甲は、前項に規定する指定期日の延長に当たり、指定期日までに委託業務を完了することができないことについて乙の責めに帰すべき事由があると認めるときは、遅延違約金を徴収するものとする。
- 3 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から当該委託業務が完了した日までの日数に応じ、契約金額（単価契約にあつては単価に履行すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額、以下この条において同じ。）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号、以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（その額が100円未満であるときは、遅延違約金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を、遅延違約金の算定に当たり、契約金額から控除する。

- 第6条第1項の規定により手直しの期日を指定した場合において、当該手直しが指定期日後に完了したときは、乙は、指定期日の翌日から手直しが完了した日までの日数に応じ、前項の規定により計算した額の遅延違約金を納付するものとする。
- 前2項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

- 第2項の遅延違約金は、第19条の規定による違約金又は第23条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。

(一般的損害)

- 第8条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じたときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

- 第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができ

文京区標準契約約款 委託
株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇



〇〇〇〇〇〇

る。

2 前項の規定による契約内容の変更等により契約金額を変更するときは、甲乙協議の上定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第10条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事態に基づく経済事情の著しい変動により契約内容が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約代金の支払)

第11条 甲は、委託業務が完了し、第5条又は第6条に規定する検査に合格した後に、契約代金を支払うものとする。ただし、委託業務が長期にわたる場合は、出来形部分に対し毎月又は別に定める期日に代金の一部を支払うことができる。

2 乙は、甲の定める手続に従って書面により代金を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

4 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払金額に遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(その額が100円未満であるときは、遅延利息金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。)を遅延利息金として支払うものとする。

(協議解除)

第12条 甲は、次条又は第14条の規定によるほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上定める。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 乙が指定期日までに契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 正当な理由がなく、第6条の手直しがなされないとき。

(3) 乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が甲の検査の実施に当たり、正当な理由がなく職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。

(4) 乙が第16条又は第17条の規定によらずに契約の解除を申し出たとき。

(5) この契約に関して、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

(6) この契約に関して、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第98条の規定に定める刑が確定したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反した場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が変更前の2分の1以下に減少することとなるとき。

(2) 第9条の規定により甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、次項に該当する場合を除き、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第13条又は第14条の規定により契約を解除した場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除したときは、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、履行の一部が第5条第1項又は第6条第1項の検査に合格したときは、第1項の違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
- 4 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。
- 5 甲は、乙が第14条第3号に該当すること又は相当の理由によって契約の解除を申し出たときは、前4項の規定を適用しないことができる。
- 6 第1項の違約金は、第23条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。

(乙の損害賠償請求等)

第20条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(長期継続契約の特例)

第21条 甲は、この契約が文京区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年12月文京区条例第58号)第1条に規定する長期継続契約に該当する場合において、2年度目以降における甲の歳入歳出予算について減額又は削減があったときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上定める。

(解除に伴う措置)

第22条 第12条から第14条まで、第16条、第17条又は前条の規定により契約を解除した場合において、既に履行された部分があるときは、甲は、当該履行部分に対する契約金額相当額を乙に支払わなければならない。

(損害賠償の予定)

第23条 乙は、この契約に関して、第14条第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を支払わなければならないものとし、この契約を履行した後も同様とする。ただし、同号に該当する場合において、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、甲が超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(権利の譲渡等)

第24条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(相殺)

第25条 甲は、この契約から乙に対する金銭債権が生じたときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足が生じるときは、更に追徴する。

(消費税等)

第26条 税法の改正により消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の税率が変動した場合における消費税等の計算は、変動後の税率の適用が開始された日(以下「適用開始日」という。)以後は、変動後の税率による。ただし、適用開始日前又は税法に定める経過措置に該当する場合は、変動前の税率による。

(疑義の決定等)

第27条 この契約条項の解釈について疑義が生じたとき又は契約条項に定めない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

個人情報の保護に関する特記事項

(個人情報等の保護)

第1条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報及び特定個人情報(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、個人情報等の保護に関する法令を遵守し、又はその趣旨を尊重して、個人情報等を適切に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務の従業者又は従業者であった者についても、前項の規定による義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第4条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(作業場所の報告)

第5条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めなければならない。

2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の作業場所を甲に報告しなければならない。

(規定の整備)

第6条 乙は、個人情報等を適切に取り扱うため、安全管理に関する規定等を整備しなければならない。

(管理責任者等の報告)

第7条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等の取扱いに係る管理責任者(以下「管理責任者」という。)及び作業従事者を定めなければならない。

2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の管理責任者及び作業従事者を甲に報告しなければならない。

3 乙は、管理責任者及び作業従事者を変更しようとするときは、事前に甲に申し出、承諾を得なければならない。

4 管理責任者は、個人情報等の適正な管理及び安全確保を図るとともに、仕様書等に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、管理責任者の指示に従い、仕様書等に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、作業従事者に対して適切な個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する教育を実施し、必要な知識を習得させるものとし、甲の求めがあったときは、その実施状況を報告しなければならない。

(再委託)

第9条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等の処理を自ら行い、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、再委託することが必要ときは、当該委託先の名称、委託内容、委託理由、安全対策、再委託先に対する管理及び監督の方法等について事前に書面等により甲に申請し、承諾を得なければならない。

3 乙は、再委託先に本契約の内容を遵守させるとともに、甲に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(持出しの禁止)

第10条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等を作業場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、甲の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。

(授受及び保管)

第12条 乙は、個人情報等の授受、保管及び管理について、安全管理上必要な措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故を防止しなければならない。

(個人情報等の返還及び廃棄)

第13条 乙は、この契約が終了したときは、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等について、甲の指定した方法により返還し、又は廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務において利用する個人情報等を廃棄するときは、廃棄日時、廃棄方法、廃棄場所等を記載した書面等により甲に報告しなければならない。

(立入調査)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の処理に関して取り扱う個人情報等の管理状況等について、立入調査をすることができる。この場合において、乙は、これに応じなければならない。

(報告義務)

第15条 乙は、甲の求めに応じ、書面等により個人情報等の管理状況、履行状況等について甲に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故があった場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

3 前項の報告義務は、この契約が終了した後も同様とする。

(公表、損害賠償及び契約解除)

第16条 甲は、乙が第1条から前条までの規定に違反した場合は、その事実を公表することができる。

2 乙は、その責めに帰すべき理由により第1条から前条までの規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。乙の責めに帰すべき理由による個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

3 乙が、その責めに帰すべき事由により、この契約に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。

契約における暴力団等排除措置に関する特記事項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 発注者である文京区をいう。
- (2) 乙 文京区との契約の相手方をいう。乙が特定建設共同企業体、事業協同組合等であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号の暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう(この特約においては、暴力団員には暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)
- (6) 不当介入 不正な利益を得る目的で暴力団関係者が行う行為で、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求、妨害その他契約内容の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。
- (7) 法人の役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員(役員として登記し、又は届出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者並びに直接雇用契約を締結している正社員をいう。

(乙が暴力団関係者であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 法人の役員又は使用人が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員又は使用人が業務に関し、不正に財産上の利益を図るため又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (3) 法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人の役員又は使用人が下請契約、資材及び原材料の購入契約等に当たり、その契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約したと認められるとき。

(文京区標準契約約款 委託)

2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。

(暴力団等を排除するための連携)

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に不当介入しようとする暴力団及び暴力団関係者を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当介入を受けた場合の措置)

第5条 乙は、この契約の履行に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約に関して、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、き然として拒否し、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) 下請負人又は再委託者がある場合において、当該下請負人又は再委託者が暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けたときは、き然として拒否し、乙に速やかに報告するとともに、警察に届け出るよう当該下請負人又は再委託者を指導すること。

仕様書

- 1 件名
世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託
- 2 委託期間
令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
- 3 履行場所
別紙「文京区立幼稚園（認定こども園）・小・中学校一覧」のとおり
- 4 委託内容

(1) 実施目的

将来の予測が困難であり、更にグローバル化が進んだ社会において、探究心をもち、世界を理解し、持続可能な社会及び平和な世界を築くことに貢献できる資質・能力を育む必要がある。そのためには、教員が視野を広げ、これまでの指導方法を見直すとともに、「探究」に重点を置いた学びをデザインし、工夫した指導ができるようにする必要がある。

そのため、区立幼稚園（認定こども園）及び小・中学校の教員・管理職を対象として探究的な学びに造詣が深い国際バカロレア教育に関する研修を実施する。

(2) 研修内容

No.	名 称	対象	実施時期	受講人数	実施内容
1	探究を基盤とした指導 計3回	教員	令和7年8月1日(金)AM 令和7年8月1日(金)PM 令和7年8月4日(月)PM	40人	探究の始まりとなる生徒の興味関心を特定し、それらを取り入れた授業プランの作成、生徒の関心を引き込むための言葉がけや導入のアイデア、生徒の興味関心がどのように学びの結果につながったのかについて話し合う。
2	探究を基盤とした指導 計3回	管理職	令和7年7月31日(木)PM 令和7年8月1日(金)AM 令和7年8月1日(金)PM	10人	No.1の学びに加え、管理職として現場の教員をサポートできる方法について検討する。
3	評価を取り入れた指導 計3回	教員	令和7年12月22日(月)PM 令和7年12月23日(火)PM 令和7年12月24日(水)PM	40人	現在行っている形成的評価は、生徒の学び方にどのような影響を与えているのか

					を振り返り、そのパターンについて検証する。また生徒の学びを発展させるためにどのような形成的評価を用いると有効であるかを考える。
4	評価を取り入れた指導 計3回	管理職	令和7年12月22日(月)AM 令和7年12月23日(火)AM 令和7年12月24日(水)AM	10人	No.3の学びに加え、管理職として現場の教員をサポートできる方法について検討する。
5	概念的な理解に重点を置いた指導 計3回	教員	令和8年2月24日(火)PM 令和8年2月25日(水)PM 令和8年2月27日(金)PM	40人	授業において学ばせたいことに関連する概念は何か、それらは学習内容に合っているのかを振り返る。知識と知識が概念でつながっていることを確認する。
6	概念的な理解に重点を置いた指導 計3回	管理職	令和8年3月12日(木)AM 令和8年3月13日(金)AM 令和8年3月16日(月)AM	10人	No.5の学びに加え、管理職として現場の教員をサポートできる方法について検討する。

(ア)研修時間は1回あたり90分とする。

(イ)開催時間については、別途、事業執行担当者と協議の上決定すること。

(ウ)やむを得ない事情により研修実施日を変更せざるを得ない場合は、別途、事業執行担当者と協議の上決定すること。

(3) 研修実施方法

オンラインにて実施する。

※詳細な実施方法については、別途、事業執行担当者と協議の上決定すること。

(4) 受講対象者

文京区立幼稚園(認定こども園)及び小・中学校の教員・管理職

※受講者については、事業執行担当課にて取りまとめ、名簿を受託者へ提示する。

(5) 作業内容及び役割分担

作業内容及び役割分担は下表のとおりとする。役割分担が受託者となっている作業に必要な経費は全て本業務委託の費用に含むものとする。

作業項目	作業内容	役割分担
①研修カリキュラム	・研修実施目的を効果的に達成するため、国際バカロレ	受託者

作業項目	作業内容	役割分担
の調達	ア機構より研修プログラムを調達し、区へ提案すること。	
②研修テキストの調達	・国際バカロレア機構より研修テキストが提供される場合、日本語に翻訳し提供すること。 ・研修テキストは電子データでの提出とし、原則、研修受講者以外の職員（文京区の教職員に限る。）にも公開できるものとする。 ・研修の実施に必要な副教材等についても、適宜準備すること。	受託者
③講師の選定及び派遣	・研修の実施に最適な講師を選定し、事前に区に提示すること。	受託者
④研修開催の周知	・研修の開催について、参加者へ周知する。	受託者及び区
⑤研修受講者の選定・決定通知	・申込者を取りまとめる。 ・研修受講が決定した者へ通知する。	区
⑥研修当日の運営	・講義形式でテーマの内容を説明するとともに、グループワークの進行にあたっては、参加者に適切なアドバイスや指示出し等を行い、円滑に進めること。 ・講義やグループワークに適した研修環境とすること。 ・講師との連絡調整及び研修時間の管理すること。 ・受講生等からの研修に関する質疑応答の対応すること。	受託者
⑦受講者アンケートの実施	・受講者にアンケートを実施し、回答内容を設問毎に単純集計した集計表を作成する。	受託者
⑧研修完了報告書の提出	・1単元ごとの研修終了後1週間以内に、研修の実施結果及び受講状況の所見等を記載した研修完了報告書を提出すること（様式任意）。	受託者

5 納品物

- (1) 業務報告書（四半期ごとに提出すること。）
- (2) 研修完了報告書（1単元ごとに提出すること。）

6 支払方法

検査合格後、受託者の請求に基づき、四半期ごとに支払うものとする。

7 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。

- (2) (1)に関するものを除く、契約履行上の打ち合わせ事項に関しては、事業執行担当課と行うこと。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (5) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成 15 年 6 月文京区規則第 50 号）を遵守すること。
- (7) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成 20 年 9 月文京区条例第 45 号）を遵守すること。
- (8) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号）第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和 3 年 3 月 31 日付 2020 文総第 1777 号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (10) 委託業務に履行する過程で受託者が制作・使用する一切の著作物に関する著作権は、受託者に帰属する。
- (11) 本契約の履行に当たり、業務内容に個人情報の取扱い（取得・入力・編集・分析・出力等）が含まれる場合は、「個人情報の取扱いを含む委託契約の履行に際し認識すべき主なポイント」を事前に確認・記入の上、契約書又は請書と共に区契約事務担当に提出すること。

8 連絡先

契約事務担当	総務部契約管財課契約係	電話 03-5803-1150
事業執行担当者	教育推進部教育指導課	電話 03-5803-1300

文京区立幼稚園（認定こども園）・小・中学校一覧

施設名	所在地	職員室電話番号
第一幼稚園	西片 2-17-6	3811-0072
柳町幼稚園	小石川 1-23-6	3811-0978
明化幼稚園	千石 1-13-9	3946-1706
青柳幼稚園	大塚 5-40-18	3947-4989
根津幼稚園	根津 1-14-2	3828-8703
小日向台町幼稚園	小日向 2-2-2	3947-0581
本駒込幼稚園	本駒込 4-35-15	3828-3200
千駄木幼稚園	千駄木 5-43-3	3823-4605
後楽幼稚園	後楽 1-7-7	3811-5041
認定こども園元町幼稚園	本郷 1-1-19	3814-9243
礪川小学校	小石川 2-13-2	3811-7276
柳町小学校	小石川 1-23-16	3811-0068
指ヶ谷小学校	白山 2-28-4	3811-6005
林町小学校	千石 2-36-3	3946-0421
明化小学校	千石 1-13-9	3944-0366
青柳小学校	大塚 5-40-18	3947-2471
関口台町小学校	関口 2-6-1	3947-2631
小日向台町小学校	小日向 2-3-8	3947-2371
金富小学校	春日 2-6-15	3811-0066
窪町小学校	大塚 3-2-3	3946-8261
大塚小学校	大塚 4-1-7	3946-3421
湯島小学校	湯島 2-28-14	3813-6061
誠之小学校	西片 2-14-6	3811-7171
根津小学校	根津 1-14-3	3822-4731
千駄木小学校	千駄木 5-44-2	3821-7168
汐見小学校	千駄木 2-19-23	3827-7566
昭和小学校	本駒込 2-28-31	3944-0471
駒本小学校	向丘 2-37-5	3827-5451
駕籠町小学校	本駒込 2-29-6	3944-1471
本郷小学校	本郷 4-5-15	3813-7551

第一中学校	小石川 5-8-9	3811-7271
第三中学校	春日 1-9-31	3814-2544
第六中学校	向丘 1-2-2	3814-6666
第八中学校	千駄木 2-19-22	3821-7128
第九中学校	本駒込 3-28-9	3821-7178
第十中学校	千石 2-40-17	3944-0371
文林中学校	千駄木 5-25-10	3827-7671
茗台中学校	春日 2-9-5	3811-2969
本郷台中学校	本郷 2-38-23	3811-2571
音羽中学校	大塚 1-9-24	3947-2771

業者指定

お見積書

7年5月8日

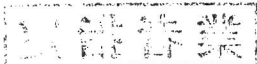
文京区長 殿

(発行元)
 SILVER FERN HOLDINGS 株式会社
 代表取締役 
 〒108-0075 東京都港区港南 4-1-1
 品川イーストワンタワー

金額 ￥7,444,800 (税込)

項目	内 訳	金 額
IB 研修講座受講料	1名分単価 ¥90,000 参加者 50名	¥ 4 5 0 0 0 0 0 0
研修管理費等	一式	¥ 1 4 2 8 0 0 0 0
ファシリテーター人件費	1回単価¥15,000×54セッション	¥ 8 4 0 0 0 0 0 0
	消費税 10%	¥ 6 7 6 8 0 0 0 0
	合 計	¥ 7 4 4 4 8 0 0 0

- <注記>
- > 開催する研修グループの内訳は、一般教職員向け8名×5グループ、管理者向け10名×1グループの計50名、6グループとなります。
 - > 時間・開催数は1回90分×年間9回です。



委託検査証原本

令和 7年 7月 1日

契約番号	令和 7年度 5696号	発注番号	*****
契約日	令和 7年 5月 8日		
件名	世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託		
受託者	SILVER FERN HOLDINGS 株式会社		
検査場所	仕様書のとおり		
委託期間	令和 7年 6月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日		
完了日	令和 7年 6月 30日		
検査種別	部分検査		
検査日	令和 7年 7月 1日	回数	1回
検査員		検査結果	合格
		特記事項	有り
立会員		検査の基準としての書類	契約書その他関係書類
契約金額	7,444,800円 (うち消費税及び地方消費税の額 676,800円)		
支払額	今回請求額	1,861,200円	前払金額 0円
	支払残額	5,583,600円	支払済額 0円
記事	第一四半期分		

検査番号

7-1

1、本書を契約原本に添付すること

課長	契約係長	検査主査	係員
[Redacted]			

2025 文教教第 1052 号
令和 7 年 7 月 29 日

総務部契約管財課長 殿

教育指導課長 [Redacted]
(公印省略)

「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」に関する仕様の変更について

7 契約第 5696 号により契約しました「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」について、受注業者と協議の上、一部仕様を変更し、納入させることにいたしました。

記

1 変更内容

各研修項目の受講人数について、教員を 40 人、管理職を 10 人としているが、それぞれ 40 人(程度) 10 人程度とする。また、受講対象者について、「管理職」から「管理職等」に変更する。

2 理由

各回の申し込み状況に応じて発生する空き枠を、他の実施回に充当できるようにするため。

担当
教育指導課事務担当
[Redacted]
(内線：3544)

仕様書

- 1 件名
世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託
- 2 委託期間
令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
- 3 履行場所
別紙「文京区立幼稚園（認定こども園）・小・中学校一覧」のとおり

4 委託内容

(1) 実施目的

将来の予測が困難であり、更にグローバル化が進んだ社会において、探究心をもち、世界を理解し、持続可能な社会及び平和な世界を築くことに貢献できる資質・能力を育む必要がある。そのためには、教員が視野を広げ、これまでの指導方法を見直すとともに、「探究」に重点を置いた学びをデザインし、工夫した指導ができるようにする必要がある。

そのため、区立幼稚園（認定こども園）及び小・中学校の教員・管理職を対象として探究的な学びに造詣が深い国際バカロレア教育に関する研修を実施する。

(2) 研修内容

No.	名 称	対 象	実施時期	受講 人数	実施内容
1	探究を基盤 とした指導 計3回	教員	令和7年8月1日(金)AM 令和7年8月1日(金)PM 令和7年8月4日(月)PM	40人 程度	探究の始まりとなる生徒の興味関心を特定し、それらを取り入れた授業プランの作成、生徒の関心を引き込むための言葉がけや導入のアイデア、生徒の興味関心がどのように学びの結果につながったのかについて話し合う。
2	探究を基盤 とした指導 計3回	管理職等	令和7年7月31日(木)PM 令和7年8月1日(金)AM 令和7年8月1日(金)PM	10人 程度	No.1の学びに加え、管理職として現場の教員をサポートできる方法について検討する。
3	評価を取り 入れた指導 計3回	教員	令和7年12月22日(月)PM 令和7年12月23日(火)PM 令和7年12月24日(水)PM	40人 程度	現在行っている形成的評価は、生徒の学び方にどのような影響を与えているのか

					を振り返り、そのパターンについて検証する。また生徒の学びを発展させるためにどのような形成的評価を用いると有効であるかを考える。
4	評価を取り入れた指導計3回	管理職等	令和7年12月22日(月)AM 令和7年12月23日(火)AM 令和7年12月24日(水)AM	10人程度	No.3の学びに加え、管理職として現場の教員をサポートできる方法について検討する。
5	概念的な理解に重点を置いた指導計3回	教員	令和8年2月24日(火)PM 令和8年2月25日(水)PM 令和8年2月27日(金)PM	40人程度	授業において学ばせたいことに関連する概念は何か、それらは学習内容に合っているのかを振り返る。知識と知識が概念でつながっていることを確認する。
6	概念的な理解に重点を置いた指導計3回	管理職等	令和8年3月12日(木)AM 令和8年3月13日(金)AM 令和8年3月16日(月)AM	10人程度	No.5の学びに加え、管理職として現場の教員をサポートできる方法について検討する。

(ア) 研修時間は1回あたり90分とする。

(イ) 開催時間については、別途、事業執行担当課と協議のうえ決定すること。

(ウ) やむを得ない事情により研修実施日を変更せざるを得ない場合は、別途、事業執行担当課と協議のうえ決定すること。

(3) 研修実施方法

オンラインにて実施する。

※詳細な実施方法については、別途、事業執行担当者と協議のうえ決定すること。

(4) 受講対象者

文京区立幼稚園（認定こども園）及び小・中学校の教員・管理職等

※受講者については、事業執行担当課にて取りまとめ、名簿を受託者へ提示する。

(5) 作業内容及び役割分担

作業内容及び役割分担は下表のとおりとする。役割分担が受託者となっている作業に必要な経費は全て本業務委託の費用に含むものとする。

作業項目	作業内容	役割分担
①研修カリキュラム	・研修実施目的を効果的に達成するため、国際バカロレ	受託者

作業項目	作業内容	役割分担
の調達	ア機構より研修プログラムを調達し、区へ提案すること。	
②研修テキストの調達	・国際バカロレ機構より研修テキストが提供される場合、日本語に翻訳し提供すること。 ・研修テキストは電子データでの提出とし、原則、研修受講者以外の職員（文京区教職員に限る）にも公開できるものとする。 ・研修の実施に必要な副教材等についても、適宜準備すること。	受託者
③講師の選定及び派遣	・研修の実施に最適な講師を選定し、事前に区に提示すること。	受託者
④研修開催の周知	・研修の開催について、参加者へ周知する。	受託者、区
⑤研修受講者の選定・決定通知	・申込者を取りまとめる。 ・研修受講が決定した者へ通知する。	区
⑥研修当日の運営	・講義形式でテーマの内容を説明するとともに、グループワークの進行にあたっては、参加者に適切なアドバイスや指示出し等を行い、円滑に進めること。 ・講義やグループワークに適した研修環境とすること。 ・講師との連絡調整及び研修時間の管理すること。 ・受講生等からの研修に関する質疑応答の対応すること。	受託者
⑦受講者アンケートの実施	・受講者にアンケートを実施し、回答内容を設問毎に単純集計した集計表を作成する。	受託者
⑧研修完了報告書の提出	・1單元ごとの研修終了後1週間以内に、研修の実施結果及び受講状況の所見等を記載した研修完了報告書を提出すること（様式任意）。	受託者

5 納品物

(1) 業務報告書（四半期ごとに提出すること。）

(2) 研修完了報告書（1單元ごとに提出すること。）

6 支払方法


検査合格後、受託者の請求に基づき、四半期ごとに支払うものとする。

7 その他

(1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。





- (2) (1)に関することを除く、契約履行上の打ち合わせ事項に関しては、事業執行担当課と行うこと。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (5) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成 15 年 6 月文京区規則第 50 号）を遵守すること。
- (7) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成 20 年 9 月文京区条例第 45 号）を遵守すること。
- (8) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号）第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和 3 年 3 月 31 日付 2020 文総総第 1777 号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (10) 委託業務に履行する過程で受託者が制作・使用する一切の著作物に関する著作権が受託者に帰属する。

8 連絡先

契約事務担当 総務部契約管財課契約係 電話 03-5803-1150
 事業執行担当者 教育推進部教育指導課  電話 03-5803-1300

委託検査証原本

令和 7年10月14日

契約番号	令和 7年度 5696号	発注番号	*****
契約日	令和 7年 5月 8日		
件名	世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託		
受託者	SILVER FERN HOLDINGS 株式会社		
検査場所	仕様書のとおり		
委託期間	令和 7年 6月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日		
完了日	令和 7年 9月 30日		
検査種別	部分検査		
検査日	令和 7年10月10日	回数	2回
検査員	 	検査結果	合格
		特記事項	有り
立会員	 	検査の基準	契約書その他関係書類
		としての書類	
契約金額	7,444,800円		（うち消費税及び地方消費税の額 676,800円）
支払額	今回請求額	1,861,200円	前払金額 0円
	支払残額	3,722,400円	支払済額 1,861,200円
記事	第2四半期分		

検査番号

7-2

1、本書を契約原本に添付すること